

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道税条例に基づく入場料金等払戻請求権の放棄の指定……………（税務課） 1

北海道告示第821号

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）附則第12条の7に規定する知事が定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を次のとおり定め、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）附則第12条の7に規定する道民の福祉の増進に寄与するものとして知事が定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。